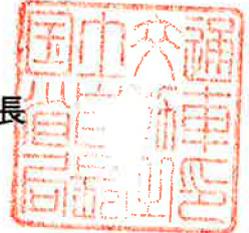




国自旅第212号の2
平成30年12月28日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局長



「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」及び「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」の一部改正について

標記について、別添のとおり、各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、貴会においてもその旨了知されるとともに、傘下会員に対して周知を図られたい。

国自旅第212号

平成30年12月28日

各地方運輸局長 }
沖縄総合事務局長 } 殿

自動車局長

「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」及び「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」の一部改正について

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）において、「地域公共交通会議等（地域公共交通会議又は運営協議会（施行規則51条の2）をいう。以下同じ。）における合意については、必ずしも全会一致を意味するものではなく、地域公共交通会議等の設置要綱等に定められた議決方法により決することで、道路運送法上協議が調い、関係者間で合意したこととなることを明確化するため、全国の地域公共交通会議等の設置要綱等における議決方法の定めの実態も含め、地方公共団体及び地方運輸局に平成30年中に通知する。」等とされたところである。

これを受けて、今般、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日付け国自旅第161号）及び「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日付け国自旅第145号）について、それぞれ新旧対照表の新欄のとおり改正するので、その趣旨を理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、議決に係る方法はあくまで各会議体の設置要綱において定めるものとされているところであるが、本件対応方針において「設置要綱等における議決方法の定めの実態も含め、地方公共団体及び地方運輸局に平成30年中に通知する」とされていることを受け、平成29年10月に国土交通省において調査を行ったところ、全国の地域公共交通会議の約8割が多数決による議決方法をとっている状況である。

また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて通知したので申し添える。

(1) 地域公共交通協議会は、一又は複数の市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は都道府県の府県が主幹となる。都道府県が設置する場合においては、都道府県の分科会形式による。また、施行規則第15条の4第2号及び1地域協

(2) 地域公共交通協議会は、地方公共団体の長が主幹とする。また、複数市町村の合同で主幹とする場合は、都道府県が主幹とする。及び市町村がそれぞれ

(3) 地域公共交通協議会の構成は、地方公共団体の職員のみでなく、地域公共交通協議会の構成に定める他の運営に必要とする。役員を置くこと

(4) 地域公共交通協議会の設置は、設置した日から、開催日時及び場所、

(5) 地域公共交通協議会の開催は、原則として公開とする。

(6) 委員の招集が困難である場合は、地域公共交通協議会があらかじめ定める

(7) 地域公共交通協議会において協議が調った事項に係る軽微な変更(工事等により一時

(8) 一度地域公共交通協議会において合意した事項の内容の変更なく反復継続して行う場

(9) 地域公共交通協議会は、必要と認める場合には、地域公共交通協議の下に幹事会をお

3. 協議を行うに当たつての具体的指針 (1)～(5)に掲げる事項について、それぞ

(1) 地域公共交通協議会は、一又は複数の市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は都道府県の府県が主幹となる。都道府県が設置する場合においては、都道府県の分科会形式による。また、施行規則第15条の4第2号及び1地域協

(2) 地域公共交通協議会は、地方公共団体の長が主幹とする。また、複数市町村の合同で主幹とする場合は、都道府県が主幹とする。及び市町村がそれぞれ

(3) 地域公共交通協議会の構成は、地方公共団体の職員のみでなく、地域公共交通協議会の構成に定める他の運営に必要とする。役員を置くこと

(4) 地域公共交通協議会の設置は、設置した日から、開催日時及び場所、

(5) 地域公共交通協議会の開催は、原則として公開とする。

(6) 委員の招集が困難である場合は、地域公共交通協議会があらかじめ定める

(7) 地域公共交通協議会において協議が調った事項に係る軽微な変更(工事等により一時

(8) 一度地域公共交通協議会において合意した事項の内容の変更なく反復継続して行う場

(9) 地域公共交通協議会は、必要と認める場合には、地域公共交通協議の下に幹事会をお

3. 協議を行うに当たつての具体的指針 (1)～(5)に掲げる事項について、それぞ

日前までに申請書を提出することとされている(通常は2ヶ月前までに提出)。

⑥ その他必要と認められる措置
地域公共交通会議は、上記以外の事項についても、必要に応じ、運行しようとする者等から説明を求め、上記以外に協議して差し支えない。

(3) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項
① 自家用有償旅客運送の導入に関する基本的な考え方は、従来からの交通事業者の活用を十分に検討する必要があるが、需要が希薄となり、客運送等も含めて交通ネットワーク等による自家用有償旅客運送に必要と認められる場合においては、新たに運営協議会を設置して協議を行うことができるものとする。

② 旅客から收受する対価
自家用有償旅客運送において、旅客から收受しようとする対価が、施行規則第51条の1第1号及び第2号の規定並びに関係通達(「自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて」(平成18年9月15日付け国自旅第144号))の規定に基づいていられる措置
③ その他必要と認められる措置
地域公共交通会議は、必要に応じ、以下に掲げる事項について、施行規則に定める要件が確保されているかどうか等に関し、確認することとする。

- (イ) 自家用有償旅客運送に使用する自動車の種類ごとの数
- (ロ) 運転者に求められる要件
- (ハ) 損害賠償措置
- (ニ) 運行管理の体制
- (ホ) 整備時の連絡体制
- (ヘ) 事故時の連絡体制
- (ト) 苦情処理体制
- (チ) その他必要な事項

(4) 互助による運送との連携に関する事項
地域の持続可能な交通ネットワークの構築の観点から、(2)(3)の協議においては、交通事業者や自家用有償旅客運送と、互助による登録又は許可を要しない形態の運送との連携についても十分配慮した協議を行うことが必要である。

(5) 地域公共交通会議の運営方法その他地域公共交通会議が必要と認める事項
輸送サービスの変更に必要と認める事項について協議を行う。

⑥ その他必要と認められる措置
地域公共交通会議は、上記以外の事項についても、必要に応じ、運行しようとする者等から説明を求め、上記以外に協議して差し支えない。

(3) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項
① 自家用有償旅客運送の導入に関する基本的な考え方は、従来からの交通事業者の活用を十分に検討する必要があるが、需要が希薄となり、客運送等も含めて交通ネットワーク等による自家用有償旅客運送に必要と認められる場合においては、新たに運営協議会を設置して協議を行うことができるものとする。

② 旅客から收受する対価
自家用有償旅客運送において、旅客から收受しようとする対価が、施行規則第51条の1第1号及び第2号の規定並びに関係通達(「自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて」(平成18年9月15日付け国自旅第144号))の規定に基づいていられる措置
③ その他必要と認められる措置
地域公共交通会議は、必要に応じ、以下に掲げる事項について、施行規則に定める要件が確保されているかどうか等に関し、確認することとする。

- (イ) 自家用有償旅客運送に使用する自動車の種類ごとの数
- (ロ) 運転者に求められる要件
- (ハ) 損害賠償措置
- (ニ) 運行管理の体制
- (ホ) 整備時の連絡体制
- (ヘ) 事故時の連絡体制
- (ト) 苦情処理体制
- (チ) その他必要な事項

(4) 互助による運送との連携に関する事項
地域の持続可能な交通ネットワークの構築の観点から、(2)(3)の協議においては、交通事業者や自家用有償旅客運送と、互助による登録又は許可を要しない形態の運送との連携についても十分配慮した協議を行うことが必要である。

(5) 地域公共交通会議の運営方法その他地域公共交通会議が必要と認める事項
輸送サービスの変更に必要と認める事項について協議を行う。

(6) 法に基づき手続き上合意を必要とする事項等
地域公共交通会議において法に基づき手続き上合意を必要とする事項等は、以下に掲げる事項である。

- (道路運送法上合意を必要とする事項)
① 自家用有償旅客運送に関する事項
② 自家用有償旅客運送の登録、更新登録、変更登録
③ 自家用有償旅客運送の登録、更新登録、変更登録については、法第79条の4第1項第5号及び施行規則第51条の7の規定に基づき、自家用有償旅客運送が必要であることについて、地域公共交通会議において合意することとされている。

(「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針」において合意が許可の要件とされている事項)

- ① 地域の態様
② 運行の態様
③ 路線不定期運行又は区域運行については、「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針(平成13年8月29日国自旅第71号)」以下「申請処理方針」

針」という。)」1.(2)③において、利用者利便の確保のため路線定期運行との整合性がとられているもの(地域公共交通会議等で地域交通ネットワークの観点から協議が調っていること。ただし、交通空白地帯、交通空白時間又は過疎地であった路線定期運行によるものが不在である場合等明らかに路線定期運行との整合性をとる必要が無い場合はこの限りではない。)であることとしている。

② 事業計画(使用車両、最低車両数)

使用車両の乗車定員については、申請処理方針1.(3)②、(4)①及び(5)①において、地域公共交通会議等の協議結果に基づき場合、過疎地、交通空白地帯等で運行する場合等、地域の実情に応じた事業計画及び運行計画の遂行に必要な輸送力が明らかに確保されると認められる場合には1.1人未満の乗車定員とすることができることとしている。

最低車両数については、申請処理方針1.(3)③、(4)②及び(5)②において、地域公共交通会議等の協議結果に基づき場合、過疎地、交通空白地帯等で運行する場合等、地域の実情に応じて事業計画及び運行計画の遂行に必要な輸送力が明らかに確保されると認められる場合は、最低車両数の定めを限りでないとしている。

(許認可の手続等について、合意によって特例が認められる事項)

① 運賃及び料金
地域公共交通会議で合意した運賃及び料金については、法第9条第4項及び施行規則第9条の2の規定により届出をもって足りるとしている。

② 事業計画(路線、営業区域)
路線又は営業区域については、「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する標準処理期間に対する設定方針について」(平成13年12月26日国自旅第129号)1及び2において地域公共交通会議等で協議が調った事案については、特段の事情がない限り、通常3ヶ月又は2ヶ月をそれぞれ的事案ごとに、概ね2ヶ月又は1ヶ月を目処とした迅速な処理をすることとしている。

③ 運行計画
一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画の届出等の処理要領(平成13年9月27日国自旅第90号)4.(2)②において地域公共交通会議で協議が調った運行系統については、クリームスキミング的運行の要件に該当する場合であっても弾力的に取扱うこととしている。

④ 路線又は営業区域の休廃止等
(イ) 路線定期運行
道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業の路線等の休止又は廃止に関する手続きの取扱いについて(平成13年9月26日国自旅第92号)1.1(3)において、地域公共交通会議の協議結果に基づき路線を休止又は廃止する場合のうち、地域公共交通会議が地域協議会の分科会として位置付けられている場合及び利用者の利便を阻害しないと地方運輸局長が認めてあらかじめ公示する場合には、必要となる届出について休止又は廃止予定日の30日前までの届出でよいこととしている(通常は6ヶ月前までの届出)。

(ロ) 路線不定期運行、区域運行
路線不定期運行に係る路線の一部廃止及び他の運行の態様と併せて行っている場合の全部廃止、区域運行に係る営業区域の一部廃止及び他の運行の態様と併せて行っている場合の全部廃止については、「道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業の路線等の休止又は廃止に関する手続きの取扱いについて」(平成13年9月26日国自旅第92号)II.及びIII.において地域公共交通会議において合意されている場合は、この場合に必要となる事業計画変更認可申請については、廃止予定日の30日前までの申請でよいこととしている(通常は2ヶ月前までに申請)

4. 地域公共交通会議の構成員

(1) 地域公共交通会議の構成員は、施行規則第9条の3第1項に掲げる者とする。ただし、地域の実情により、構成員に上記以外の者を加えることができる。ただし、地域の実情により、又は変更するに当たっては、地域公共交通会議の公正・中立な運営を確保し、又は構成員を選任し、施行規則第9条の3第1項に掲げる構成員ごとに留意

4. 地域公共交通会議の構成員

(1) 地域公共交通会議の構成員は、施行規則第9条の3第1項に掲げる者とする。ただし、地域の実情により、構成員に上記以外の者を加えることができる。ただし、地域の実情により、又は変更するに当たっては、地域公共交通会議の公正・中立な運営を確保し、又は構成員を選任し、施行規則第9条の3第1項に掲げる構成員ごとに留意

④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

6. 申請処分後における主宰者の役割
 主宰者は、一般乗合旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客運送に係る相談、違反時の通報連絡体制、事故時の対応、利用者等からの苦情その他に対応するため、連絡窓口を整備するものとする。

(〇〇)地域公共交通に係るご相談又は通報窓口)
 〇〇市役所 〇〇部 〇〇課
 連絡先: TEL 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
 FAX 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
 担当: 〇〇、△△、□□

主宰者は、利用者等からの苦情及び通報、事故、その他の連絡を受けた場合には、輸送の安全を確保する適切な運営を確保するため、地域公共交通協議会の構成員に通知する。地域公共交通協議会において必要な指導を行うことができない事項については、一般乗合旅客自動車運送事業者がこれに従わない場合や、協議が調っている事項に関する重大事故の発生等の連絡を受けた場合には、主宰者は、主事者等は、等々に密接な連携を図り対応を協議するものとする。

[別添1] 〇〇 (市町村) 地域公共交通協議設置要綱 (モデル要綱)
 制定平成〇〇年〇〇月〇〇日

(目的)
 第1条 〇〇 (市町村) 地域公共交通協議 (以下「交通協議」という。) は、道路運送法 (昭和26年法律第183号) の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

6. 申請処分後における主宰者の役割
 主宰者は、一般乗合旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客運送に係る相談、違反時の通報連絡体制、事故時の対応、利用者等からの苦情その他に対応するため、連絡窓口を整備するものとする。

(〇〇)地域公共交通に係るご相談又は通報窓口)
 〇〇市役所 〇〇部 〇〇課
 連絡先: TEL 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
 FAX 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
 担当: 〇〇、△△、□□

主宰者は、利用者等からの苦情及び通報、事故、その他の連絡を受けた場合には、輸送の安全を確保する適切な運営を確保するため、地域公共交通協議会の構成員に通知する。地域公共交通協議会において必要な指導を行うことができない事項については、一般乗合旅客自動車運送事業者がこれに従わない場合や、協議が調っている事項に関する重大事故の発生等の連絡を受けた場合には、主宰者は、主事者等は、等々に密接な連携を図り対応を協議するものとする。

[別添1] 〇〇 (市町村) 地域公共交通協議設置要綱 (モデル要綱)
 制定平成〇〇年〇〇月〇〇日

(目的)
 第1条 〇〇 (市町村) 地域公共交通協議 (以下「交通協議」という。) は、道路運送法 (昭和26年法律第183号) の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

- 第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。
 (1) 地域の事情に適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
 (2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項
 (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

- (交通会議の構成員)
 第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。
 (1) 〇〇市町村長(〇〇都道府県知事)又はその指名する者
 (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者(〇〇〇〇株式会社)
 (3) 一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者(〇〇〇〇株式会社)
 (4) 社団法人〇〇県〇〇協会
 (5) 住民又は利用者の代表
 (6) 〇〇運輸局長(〇〇運輸支局長)又はその指名する者
 (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業者が組織する団体
 (8) 道路管理者、都道府県警察、学識経験者その他交通会議が必要と認める者

- (交通会議の運営)
 第4条 交通会議に会長をおき、主宰者の地方公共団体の職員の中からこれを充てる。
 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
 2 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
 3 交通会議の議決の方法は、〇〇〇〇とする。
 4 4の定めに関わらず、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」(平成18年9月15日国土交通省)に定める「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」5.(3)地域公共交通会議における検討プロセスに基づき協議結果は、交通会議の議決があつたものとする。
 5 交通会議は、原則として公開とする。
 6 交通会議の庶務は、〇〇(市町村)〇〇部(課)において処理する。
 7 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、以下の連絡・通報窓口を定めるものとする。
 8 〇〇地域公共交通に係るご相談又は通報窓口
 〇〇市役所〇〇部〇〇課
 連絡先：TEL 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
 FAX 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
 担当：〇〇、〇〇、〇〇、〇〇

- (協議結果の取扱い)
 第5条 交通会議において協議が調つた事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

- (その他)
 第6条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

- [以下は必要に応じ定めることとする。]
 (幹事会)
 第〇条 交通会議は、申請内容その他交通会議の運営に当たつて必要な事項を処理するため、幹事会をおく。
 2 幹事会は、第3条に定める構成員その他交通会議が必要と認められた者を委員とする。
 3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる。

- (交通会議における協議が調つた事項に係る軽微な変更事項)
 第〇条 交通会議は、次に掲げる変更事項について、軽微なものとして認め、当該変更に伴う協議については、第〇条に定める幹事会を設置して当該協議を行うことについて委任することや書面による協議を行うことができる。
 (1) △△

(協議事項)

- 第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。
 (1) 地域の事情に適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
 (2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項
 (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

- (交通会議の構成員)
 第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。
 (1) 〇〇市町村長(〇〇都道府県知事)又はその指名する者
 (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者(〇〇〇〇株式会社)
 (3) 一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者(〇〇〇〇株式会社)
 (4) 社団法人〇〇県〇〇協会
 (5) 住民又は利用者の代表
 (6) 〇〇運輸局長(〇〇運輸支局長)又はその指名する者
 (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業者が組織する団体
 (8) 道路管理者、都道府県警察、学識経験者その他交通会議が必要と認める者

- (交通会議の運営)
 第4条 交通会議に会長をおき、主宰者の地方公共団体の職員の中からこれを充てる。
 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
 2 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
 3 交通会議の議決の方法は、〇〇〇〇とする。
 4 4の定めに関わらず、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」(平成18年9月15日国土交通省)に定める「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」5.(3)地域公共交通会議における検討プロセスに基づき協議結果は、地域公共交通会議の議決があつたものとする。
 5 交通会議は、原則として公開とする。
 6 交通会議の庶務は、〇〇(市町村)〇〇部(課)において処理する。
 7 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、以下の連絡・通報窓口を定めるものとする。
 8 〇〇地域公共交通に係るご相談又は通報窓口
 〇〇市役所〇〇部〇〇課
 連絡先：TEL 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
 FAX 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
 担当：〇〇、〇〇、〇〇、〇〇

- (協議結果の取扱い)
 第5条 交通会議において協議が調つた事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

- (その他)
 第6条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

- [以下は必要に応じ定めることとする。]
 (幹事会)
 第〇条 交通会議は、申請内容その他交通会議の運営に当たつて必要な事項を処理するため、幹事会をおく。
 2 幹事会は、第3条に定める構成員その他交通会議が必要と認められた者を委員とする。
 3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる。

(2) x x

新	旧
<p>国旅第145号 平成18年9月15日 国自旅第633号 平成25年4月10日 国自旅第370号 平成27年4月1日 国自旅第332号 平成30年3月30日 国自旅第212号 平成30年12月28日</p> <p>一部改正 一部改正 一部改正 一部改正</p> <p>各地方運輸局長 殿 沖繩総合事務局長 殿</p> <p>自動車局長</p>	<p>国旅第145号 平成18年9月15日 国自旅第633号 平成25年4月10日 国自旅第370号 平成27年4月1日 国自旅第332号 平成30年3月30日</p> <p>一部改正 一部改正 一部改正</p> <p>各地方運輸局長 殿 沖繩総合事務局長 殿</p> <p>自動車局長</p>
<p>各地方運輸局長 殿 沖繩総合事務局長 殿</p> <p>自動車局長</p>	<p>各地方運輸局長 殿 沖繩総合事務局長 殿</p> <p>自動車局長</p>
<p>運輸協議会に関する国土交通省としての考え方について</p> <p>運輸協議会に関する国土交通省としての考え方について</p>	<p>運輸協議会に関する国土交通省としての考え方について</p> <p>運輸協議会に関する国土交通省としての考え方について</p>
<p>運輸協議会の設置及び運営に関するガイドライン</p> <p>運輸協議会の設置及び運営に関するガイドライン</p>	<p>運輸協議会の設置及び運営に関するガイドライン</p> <p>運輸協議会の設置及び運営に関するガイドライン</p>
<p>1. 運輸協議会の目的 運輸協議会の目的は、公共交通空白地域有償運送の必要性、旅客から収受する対価その他の公共交通空白地域有償運送及び福祉有償運送が地域住民の生活に必要な生活に必要とする。な旅客輸送を確保し、助言を行うよう努めるものとする。</p> <p>2. 運輸協議会の設置及び運営 (1) 運輸協議会は、原則として1つの市町村（特別区を含む。以下同じ。）を単位として設置するものとする。地域の経済圏、交通圏等を勘案し複数の市町村又は都道府県単位で設置することを妨げない。都道府県単位で運輸協議会を設置しようとする場合は、都道府</p>	<p>1. 運輸協議会の目的 運輸協議会の目的は、公共交通空白地域有償運送の必要性、旅客から収受する対価その他の公共交通空白地域有償運送及び福祉有償運送が地域住民の生活に必要な生活に必要とする。な旅客輸送を確保し、助言を行うよう努めるものとする。</p> <p>2. 運輸協議会の設置及び運営 (1) 運輸協議会は、原則として1つの市町村（特別区を含む。以下同じ。）を単位として設置するものとする。地域の経済圏、交通圏等を勘案し複数の市町村又は都道府県単位で設置することを妨げない。都道府県単位で運輸協議会を設置しようとする場合は、都道府</p>

について、議論のために必要となる資料の提出を聴取するとともに、設定しようとする対価について、必要に応じ申請者から説明等を聴取するものとする。

- (5) 互助による運送を導入する際に配慮すべき事項
地域の持続可能な交通ネットワークの構築の観点から、(2)の協議においては、交通事業者や自家用有償旅客運送と、互助による登録又は許可を要しない形態の運送との連携について十分配慮した協議を行うことが必要である。

(6) その他必要と認められる措置
運営協議会は、必要に応じ、以下に掲げる事項について、施行規則に定める要件が確保されているかどうか等に関する範囲
①運送しようとする旅客の範囲
②自家用有償旅客運送に使用する自動車の種類ごとの数
③運転者求む措置
④損害賠償措置
⑤運行管理の体制
⑥整備管理の体制
⑦事故時の連絡体制
⑧苦情処理の体制
⑨その他必要な事項

4. 運営協議会の構成員

(1) 運営協議会の構成員は、施行規則第51条の8第1項に掲げる者とする。ただし、同条第2項の規定により構成員に上記以外の者を加えることとする。

(2) 構成員を選任し、又は変更するに当たっては、運営協議会の公正・中立な運営を行うに際しては、施行規則第51条の8第1項各号に掲げる構成員ごとのパランスタンスに留意し、特定の者に偏らないよう配慮する。

(3) 申請者は、運営協議会(幹事会を含む。)に申請者を参加させ、運送する旅の範囲、対価、運送の頻度等の有償運送の活動内容及び申請に関する意見や、当該申請者が運営協議会に参加する場合は、自らが行う有償運送の可否の議決には加わることにはできないものとする。

(4) 円滑な合意形成を誘導するため、有識者として各地方運輸局で地域公共交通のエキスパートとして紹介している人材などの第三者者を各コーデーターとして加えるよう配慮する。

(5) 自家用有償旅客運送の必要性や保健師等、移動制約者の代り、舟者も加え、地域の移動制約者の現況について、詳細は、当該地域公共交通協議会から協議が実施されることとで、現場の実状を踏まえて、当該地域公共交通協議会が協議が実施されることとを、協議が実施されることを要。意識を共有し、「地域公共交通の構成員は、地域住民の生活の向上のために、目的意識を共有し、20日国土交通省、総務省告示第1号)六に掲げる事項を十分に理解して会議に参加することが必要である。

5. 運営協議会の合意の方法

(1) 運営協議会において協議を行う場合は、運営協議会における合意があつたため、形成をめぐり、(5)の検討プロセスに沿い(ただし、地域の移動ニーズに対応した除通手段の確保のために、運営協議会がこれにより行ない協議を行う旨決議した場合を除く。)、十分に議論を尽くして行うものとする。議決については、円滑な運営を確保

ることと。この場合において、申請者に対し、旅客から収受する対価の額等について、議論のために必要となる資料の提出を聴取するとともに、設定しようとする対価について、必要に応じ申請者から説明等を聴取するものとする。

- (5) 互助による運送を導入する際に配慮すべき事項
地域の持続可能な交通ネットワークの構築の観点から、(2)の協議においては、交通事業者や自家用有償旅客運送と、互助による登録又は許可を要しない形態の運送との連携について十分配慮した協議を行うことが必要である。

(6) その他必要と認められる措置
運営協議会は、必要に応じ、以下に掲げる事項について、施行規則に定める要件が確保されているかどうか等に関する範囲
①運送しようとする旅客の範囲
②自家用有償旅客運送に使用する自動車の種類ごとの数
③運転者求む措置
④損害賠償措置
⑤運行管理の体制
⑥整備管理の体制
⑦事故時の連絡体制
⑧苦情処理の体制
⑨その他必要な事項

4. 運営協議会の構成員

(1) 運営協議会の構成員は、施行規則第51条の8第1項に掲げる者とする。ただし、同条第2項の規定により構成員に上記以外の者を加えることとする。

(2) 構成員を選任し、又は変更するに当たっては、運営協議会の公正・中立な運営を行うに際しては、施行規則第51条の8第1項各号に掲げる構成員ごとのパランスタンスに留意し、特定の者に偏らないよう配慮する。

(3) 申請者は、運営協議会(幹事会を含む。)に申請者を参加させ、運送する旅の範囲、対価、運送の頻度等の有償運送の活動内容及び申請に関する意見や、当該申請者が運営協議会に参加する場合は、自らが行う有償運送の可否の議決には加わることにはできないものとする。

(4) 円滑な合意形成を誘導するため、有識者として各地方運輸局で地域公共交通のエキスパートとして紹介している人材などの第三者者を各コーデーターとして加えるよう配慮する。

(5) 自家用有償旅客運送の必要性や保健師等、移動制約者の代り、舟者も加え、地域の移動制約者の現況について、詳細は、当該地域公共交通協議会から協議が実施されることとを、協議が実施されることを要。意識を共有し、「地域公共交通の構成員は、地域住民の生活の向上のために、目的意識を共有し、20日国土交通省、総務省告示第1号)六に掲げる事項を十分に理解して会議に参加することが必要である。

5. 運営協議会の合意の方法

(1) 運営協議会において協議を行う場合は、運営協議会における合意があつたため、形成をめぐり、(5)の検討プロセスに沿い(ただし、地域の移動ニーズに対応した除通手段の確保のために、運営協議会がこれにより行ない協議を行う旨決議した場合を除く。)、十分に議論を尽くして行うものとする。議決については、円滑な運営を確保

ては、当該事実を運営協議会の構成員に周知するとともに、必要に応じ運営協議会を開催し、対応を協議する等適切な対応を実施するものとする。

〇〇市 有償運送運営協議会設置要綱 (モデル要綱) (別添1)

制定 平成 年 月 日

(目的)

第1条 〇〇市運営協議会(以下「協議会」という。)は、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)の規定に基づき、有償運送の適正な運営の確保を通じ、〇〇市の福祉の向上又は交通空白地域の解消を図り、公共の福祉の増進を図るため、公共交通空白地又は福祉有償運送の必要性、これらを行う場合における旅客から受託する対価その他自家用有償旅客運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議するたため設置する。

(協議事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。
 - ① 法第79条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録(法第79条の6第1項の規定に基づき、有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。)を申請する場合における運送の必要性、旅客から受託する対価に関する事項
 - ② 法第79条の1第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
 - ③ 協議会の運営方法、自家用有償旅客運送のサービス内容その他自家用有償旅客運送に関する協議事項

(協議会の構成員)

- 第3条 協議会の構成員は、次に掲げる者とする。
 - ① 市長又はその指区域に含むバス、タクシー事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
 - ② 市に現在所在する住民又は自家用有償旅客運送の利用が想定される者
 - ③ 地方運輸局長又は〇〇運輸支局長又はその指名する職員
 - ④ 関係する一般旅客自動車運送事業者の事業者の指名する職員
 - ⑤ 関係する一般旅客自動車運送事業者の事業者の指名する職員
 - ⑥ 市において現に公共交通空白地又は代表者が組織する団体
 - ⑦ 市人等組織する一般旅客自動車運送事業者のうちその代表者が指名する者
 - ⑧ 学識経験者その他協議会を主催する地方公共団体が必要と認める者

(協議会の運営)

- 第4条 協議会に会長を置き、主幹する地方公共団体の職員の中からこれを充てる。
- 第5条 会長は、協議会を総括する。会長が指名する者がその職務を代理する。
- 第6条 協議会の議決の方法は、〇〇〇〇とする。
- 第7条 協議会の議決は、平成18年9月15日国土交通省として「運営協議会の設置及び運営に関するガイドライン」5.(5)運営協議会における検討プロセスに基づき協議結果は、協議会の議決が有効とする。
- 第8条 協議会の構成員は、地域福祉の向上、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保し、もつて地域福祉の向上に資するため、誠意を持って責任ある議論を行うよう努めるものとする。
- 第9条 協議会は原則として公開とする。ただし、個人情報等の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ非公開とする。
- 第10条 協議会の庶務は、〇〇市〇〇〇〇部において処理する。
- 第11条 有償運送に関する相談、苦情、その他に対応するため、以下の連絡・通報窓口を定め

ては、当該事実を運営協議会の構成員に周知するとともに、必要に応じ運営協議会を開催し、対応を協議する等適切な対応を実施するものとする。

〇〇市 有償運送運営協議会設置要綱 (モデル要綱) (別添1)

制定 平成 年 月 日

(目的)

第1条 〇〇市運営協議会(以下「協議会」という。)は、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)の規定に基づき、有償運送の適正な運営の確保を通じ、〇〇市の福祉の向上又は交通空白地域の解消を図り、公共の福祉の増進を図るため、公共交通空白地又は福祉有償運送の必要性、これらを行う場合における旅客から受託する対価その他自家用有償旅客運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議するたため設置する。

(協議事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。
 - ① 法第79条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録(法第79条の6第1項の規定に基づき、有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。)を申請する場合における運送の必要性、旅客から受託する対価に関する事項
 - ② 法第79条の1第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
 - ③ 協議会の運営方法、自家用有償旅客運送のサービス内容その他自家用有償旅客運送に関する協議事項

(協議会の構成員)

- 第3条 協議会の構成員は、次に掲げる者とする。
 - ① 市長又はその指区域に含むバス、タクシー事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
 - ② 市に現在所在する住民又は自家用有償旅客運送の利用が想定される者
 - ③ 地方運輸局長又は〇〇運輸支局長又はその指名する職員
 - ④ 関係する一般旅客自動車運送事業者の事業者の指名する職員
 - ⑤ 関係する一般旅客自動車運送事業者の事業者の指名する職員
 - ⑥ 市において現に公共交通空白地又は代表者が組織する団体
 - ⑦ 市人等組織する一般旅客自動車運送事業者のうちその代表者が指名する者
 - ⑧ 学識経験者その他協議会を主催する地方公共団体が必要と認める者

(協議会の運営)

- 第4条 協議会に会長を置き、主幹する地方公共団体の職員の中からこれを充てる。
- 第5条 会長は、協議会を総括する。会長が指名する者がその職務を代理する。
- 第6条 協議会の議決の方法は、〇〇〇〇とする。
- 第7条 協議会の議決は、平成18年9月15日国土交通省として「運営協議会の設置及び運営に関するガイドライン」5.(5)運営協議会における検討プロセスに基づき協議結果は、協議会の議決が有効とする。
- 第8条 協議会の構成員は、地域福祉の向上、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保し、もつて地域福祉の向上に資するため、誠意を持って責任ある議論を行うよう努めるものとする。
- 第9条 協議会は原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ非公開とする。
- 第10条 協議会の庶務は、〇〇市〇〇〇〇部において処理する。
- 第11条 有償運送に関する相談、苦情、その他に対応するため、以下の連絡・通報窓口を定め

るものとす。

(有償運送に係るご相談又は通報窓口)

△△市役所△△部△△課
連絡先：TEL XXXXX-XXXX-XXXX
FAX XXXXX-XXXX-XXXX
担当：〇〇、△△、□□

(守秘義務)
第5条 協議会の委員（幹事会の委員）は、個人情報その他の業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(協議結果の取扱い)
第6条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。
2 協議会においては、申請者は速やかに関係運輸支局等へ申請を行うものとする。

(その他)
第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営協議会に諮り定める。

[以下は必要に応じ定めることとする]

(幹事会)
第8条 協議会は、運送主体の申請内容その他の協議会の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。
2 幹事会は、第3条に定める構成員その他の協議会が必要と認められた者を委員とすることができる。
3 幹事会は、必要に応じ、関係者を招集し意見を聴くことができる。

(協議会における協議が調った事項に係る軽微な変更事項)

第9条 協議会は、次に掲げる変更事項について、軽微なものと認め、当該変更に伴う協議については、第10条に定める幹事会を設置して当該協議を行うことについて委任することや書面による協議を行うことができる。

- (1) △△
- (2) ××

るものとす。

(有償運送に係るご相談又は通報窓口)

△△市役所△△部△△課
連絡先：TEL XXXXX-XXXX-XXXX
FAX XXXXX-XXXX-XXXX
担当：〇〇、△△、□□

(守秘義務)
第5条 協議会の委員（幹事会の委員）は、個人情報その他の業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(協議結果の取扱い)
第6条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。
2 協議会においては、申請者は速やかに関係運輸支局等へ申請を行うものとする。

(その他)
第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営協議会に諮り定める。

[以下は必要に応じ定めることとする]

(幹事会)
第8条 協議会は、運送主体の申請内容その他の協議会の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。
2 幹事会は、第3条に定める構成員その他の協議会が必要と認められた者を委員とすることができる。
3 幹事会は、必要に応じ、関係者を招集し意見を聴くことができる。